登記事項証明書

(1) 成年後見人等(注)が請求する場合

注:ここにいう「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見受任 者、成年後見監督人等、登記されている当事者を指します。

<窓口にお持ちいただくもの>

- ①申請書 (窓口での作成も可能)
- ②本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ③必要通数分の手数料(収入印紙)

<申請書を作成する際の注意点>

- 「●登記記録を特定するための事項」欄について
- ・登記番号が分かる場合は、登記番号を記入してください。登記番号を記入した場合、その下の「本人の生年月日」、「本人の住所」、「本人の本籍(国籍)」欄は空欄で差し支えありません。
- ・登記番号が不明な場合は、「本人の生年月日」と、「本人の住所」又は「本 人の本籍(国籍)」を記入してください。
- 申請書は押印不要です。

くその他>

・法人が成年後見人等になっている場合、法人の登記事項証明書(発行後3 か月以内のもの)が必要です。ただし、会社法人等番号を申請書に記入す れば、法人の登記事項証明書の添付を省略することができます。